



4文ス第351号  
令和4年5月27日

公益財団法人福島県スポーツ協会長 様

福島県文化スポーツ局長  
( 公 印 省 略 )

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について (通知)

令和4年5月26日に開催された「第133回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部  
員会議」において、「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」が下記のとおり改定さ  
れました。(別紙参照)

つきましては、貴団体におかれましても、決定内容を確認のうえ、引き続き、感染拡大防  
止対策に努めるとともに、加盟・登録団体等に対し、今回の改定内容について周知いただ  
くようお願いいたします。

記

<改定内容>

- (1) 子どもの感染拡大防止重点対策の期間を令和4年6月12日(日)まで延長
- (2) 感染拡大防止のための基本対策にマスク着用の考え方を追記



(事務担当 スポーツ課 主任主査 飯塚 内線5195)



4 健 第 2 2 6 8 号  
令 和 4 年 5 月 2 6 日

各 部 局 長  
教 育 長  
各 委 員 会 事 務 局 長 様  
議 会 事 務 局 長  
県 警 察 本 部 長

保 健 福 祉 部 長  
〔 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 〕  
〔 対 策 本 部 事 務 局 長 〕

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

県内においては、年代別の新規陽性者数で10代以下の割合が最も大きく、大型連休後のクラスター発生割合でも子供関連の割合が7割近くで推移しているなど、子どもの感染割合が高い状態が続いています。

このことから、本日開催した「第133回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議」において、「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」を下記のとおり改定しましたので、お知らせします。

つきましては、今回の改定内容について関係機関等へ周知いただき、対策について徹底いただきますようお願いいたします。

なお、各市町村及び各新型コロナウイルス感染症対策地域本部には別途通知していることを申し添えます。

記

1 改定内容

- (1) 子どもの感染拡大防止重点対策の期間を令和4年6月12日（日）まで延長
- (2) 感染拡大防止のための基本対策にマスク着用の考え方を追記

事務担当 総括班感染拡大防止対策チーム  
電話（総括班）024-521-7872  
e-mail:corona-soukatsu@pref.fukushima.lg.jp